

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(日曜日及び  
休日は、その  
日の翌日)

### ◇告 示

#### 保険医の登録

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

旧慣使用林野整備計画の認可

土地改良事業計画の適否の決定 (三件)

土地改良事業の認可 (七件)

土地改良事業計画の変更の適否の決定

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

危険物取扱者講習の実施

消防設備士講習の実施

### ◇告 告

#### 目 次

## 告 示

### 鳥取県告示第七十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十二年二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中 曾 庸 博	鳥医第二、一四四号	昭和五十二年一月二十一日

### 鳥取県告示第七十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
カヤノ薬局	米子市立町二丁目二六	昭和五十二年一月十七日

鳥取県告示第七十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
カヤノ薬局	米子市立町二丁目二六	全 国	昭和五十二年一月十七日

鳥取県告示第七十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
茅 野 正 利	鳥国薬第 三四四号	昭和五十一年一月十三日

辻 由記子	鳥国歯第 三四四号	十四日
川 口 卓 治	鳥国医第二、一四一号	十七日
岸 本 祥 克	第二、一四二号	"
加 藤 誠 一	第二、一四三号	"
中 曾 庸 博	第二、一四四号	二十一日

鳥取県告示第七十六号

西伯町長から申請のあつた谷川地区旧慣用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和五十二年二月一日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十七号

昭和五十一年十二月二十四日付けで東郷町から申請のあつた土地改良（舍人地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年二月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十八号

昭和五十一年十二月二十五日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良（川中地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年二月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十九号

昭和五十二年一月八日付けで羽合町から申請のあつた土地改良（田後地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年二月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十号

羽合町から申請のあつた町営土地改良（橋津地区農道舗装）事業は、土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十一号

羽合町から申請のあつた町営土地改良（山東地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十二号

羽合町から申請のあつた町営土地改良（寺畷地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十三号

米子市から申請のあつた市営土地改良（彦名地区農業用排水）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十四号

米子市から申請のあつた市営土地改良（東八幡地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十五号

米子市から申請のあつた市営土地改良（泉地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十六号

米子市から申請のあつた市営土地改良（日下地区農道舗装）事業は、土

地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年一月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十七号

昭和五十一年十二月八日付けで東郷町から申請のあつた土地改良(田畑地区ほ場整備)事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年二月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第十条第一項の規定に基づき、末恒団地第三土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年二月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の所在地及び名称

鳥取市東町一丁目二百七十一番地

鳥取県住宅供給公社

二 事務所所在地

鳥取市東町一丁目二百七十一番地

三 事業施行期間

第一工区

昭和四十八年七月二十四日から

昭和五十年三月三十一日まで

第二工区

昭和四十八年七月二十四日から

昭和五十一年三月三十一日まで

第三工区

変更後	変更前
昭和四十八年七月二十四日から 昭和五十三年三月三十一日まで	昭和四十八年七月二十四日から 昭和五十二年三月三十一日まで

四 施行地区

第一工区

鳥取市三津字入江及び字赤瀬の各一部

第二工区

鳥取市三津字小狭間戸、字狭間戸ノ式、字入江、字番屋敷及び字西山の各一部

第三工区

鳥取市三津字赤瀬、字石原、字三石、字入江、字山崎及び字石原平の各一部

五 施行認可の年月日

昭和四十八年七月十八日

六 事業年度

変更前	昭和四十八年度から昭和五十一年度まで
変更後	昭和四十八年度から昭和五十二年まで

七 公告の方法

鳥取市東町一丁目二百七十一番地 鳥取県住宅供給公社掲示板に掲示する。

八 変更認可の年月日

昭和五十二年二月一日

公 告

消防法(昭和28年法律第186号)第13条の5の規定により、危険物取扱者講習を次のとおり実施する。

昭和52年2月4日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 講習の日時及び場所

(1) 昭和52年3月14日 午前10時から 鳥取県庁

(2) 昭和52年3月16日 午前10時から 鳥取県中部総合事務所

(3) 昭和52年3月18日 午前10時から 鳥取県西部総合事務所

2 受講手続

(1) 受講申請書の受付期間

昭和52年2月14日から2月28日まで、(郵送による場合は、2月28日までの消印のあるものに限る。)

(2) 提出書類

危険物取扱者受講申請書

3 受講手数料及びその納付方法

(1) 受講手数料 800円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

4 受講申請書の提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8の2に規定する消防設備士講習を次のとおり実施する。  
昭和52年2月4日 鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 講習の種類

講習の区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
第二種	第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第四種	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第五種	第六類の乙種消防設備士

2 講習の日時及び講習科目

(1)

月 日	時 間	講習の区分	講 習 科 目
3月17日 (木)	9時から 12時まで	第二種、 第四種及び 第五種 (各種共通)	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
	13時から 17時まで	第五種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項

3月18日 (金)	9時から 13時まで	第四種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
	13時30分から 17時30分まで	第二種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項

(2) (1)の講習終了後、講習の区分ごとく、筆記による効果測定を行う。

3 講習の場所

3月17日 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所  
3月18日 米子市富士見町一丁目103-1 鳥取県西部広域行政管理組合消防本部

4 講習科目の免除

講習科目の一部を免除することができる者	免除することができる講習科目
消防庁長官が指定する公共的団体が行う講習を受けた後6月以内に講習を受けようとする者	消防用設備等関係法令に関する事項及び防火に関する他法令等に関する事項

5 受講申請手続

(1) 受講申請書の受付期間

昭和52年2月14日から2月28日まで（郵送の場合は、2月28日までの消印のあるものは有効とする。）

(2) 受講申請書の提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課

(3) 提出書類

ア 受講申請書

二種類以上受講しようとする者は、講習の種類ごとに提出する  
と。

イ 写真

受講申請書提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3  
センチメートル正面上半身像のものを受講申請書にそれぞれはり付  
けること。

ウ 講習科目の一部の免除を希望する者は、当該免除を受ける講習の  
課程を修了した旨を証明する書類

(4) 受講手数料及びその納付方法

ア 受講手数料 3,000円

イ アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書にはり  
付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

(5) その他

ア 受講申請書は、鳥取県総務部消防防災課又は各消防本部に備え付  
けである所定の用紙を使用すること。

イ その他不明の点は、鳥取県総務部消防防災課（電話0857—26—70  
63）に問い合わせること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】